

令和4年3月28日

【照会先】

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室

(担当・内線) 相談支援係 橋本(3040)

(代表電話) 03(5253)1111

障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について

障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について、今般取りまとめましたので、公表します。

【調査目的】

障害者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障害者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害保健福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要である。

そうしたことから、更なる相談支援事業の充実を図っていくため、昨年度に引き続き、全市町村（市町村数 1,741）及び全都道府県を対象として、令和3年4月時点の相談支援事業の実施状況に関する調査を実施した。

※ 平成23年4月時点の調査対象は、全国1,747市町村、47都道府県のうち被災3県（岩手県、宮城県、福島県）を除く1,619市町村、44都道府県であるため、平成23年4月時点の状況や平成22年度の実績については被災3県を除くデータとなっている。

【ポイント】

I 基幹相談支援センター、指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業所等

- 基幹相談支援センターは50%（873市町村・1,100箇所）の市町村が設置。
- 指定特定・指定障害児相談支援事業所数は11,050事業所。
このうち市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は20%（2,157事業所）。
- 指定一般相談支援事業所数は3,543事業所。
このうち市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は40%（1,407事業所）。
- 指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の数は25,197人。

II 相談支援従事者初任者研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修

- 平成18年度から令和2年度までの間の、相談支援従事者初任者研修等修了者は150,651人、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者は263,399人。

【調査結果の概要（市町村）】（括弧内は別添資料 1：調査結果（市町村）のページ数）

1 障害者相談支援事業

- 実施形態は、単独が 60%（1,042 市町村）、複数市町村共同（単独＋複数市町村共同を含む）が 32%（562 市町村）。（P1）

- 実施方法は、直営のみが 9%（165 市町村）、委託を含むが 91%（1,576 市町村）。（P1）
 <障害者相談支援事業の実施方法>

実施方法	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
直営のみ	15%	12%	11%	11%	10%	10%	10%	10%	9%	9%
委託を含む	85%	88%	89%	89%	90%	90%	90%	90%	91%	91%

- 運営方法は、3 障害一元化して実施が 84%（1,458 市町村）、障害種別ごとに実施が 13%（223 市町村）、地域包括支援センターと一体的に実施が 3%（48 市町村）等。（P1）
 <障害者相談支援事業の運営方法>

運営方法	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
3 障害一元化して実施	79%	82%	82%	82%	82%	83%	83%	84%	83%	84%
障害種別ごとに実施	17%	15%	14%	14%	15%	14%	13%	13%	13%	13%
地域包括支援センターと一体的に実施	3%	2%	3%	3%	2%	2%	3%	2%	3%	3%

- 29%（507 市町村）が 24 時間 365 日対応。（P1）
- ピアカウンセリングは、36%（634 市町村）が実施。（P2）
 - ・ 実施市町村を対象障害別にみると、身体障害が 76%（484 市町村）、知的障害が 63%（401 市町村）、精神障害が 83%（528 市町村）。（重複あり）
- 令和 3 年度の障害者相談支援事業に係る委託費の予算額の総計は、273.2 億円。（P2）
 - ※ 地域活動支援センター I 型が行う相談支援業務以外の事業費や居住サポート事業費等が含まれる。
 - ※ 1,741 市町村のうち相談支援を指定相談支援事業者へ委託している市町村数（1,576 市町村）で単純に割った場合、1 市町村当たり 1,733 万円（委託している市町村（1,576 市町村）の中には、「委託」のみの市町村と、「直営＋委託」を組み合わせている市町村の両方が含まれている。）。

2 基幹相談支援センターについて

- 50%（873 市町村・1,100 箇所）が設置。このうち、委託により設置している基幹相談支援センターは 83%（915 箇所）。（P5）
 <基幹相談支援センターの設置状況>

実施状況	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
実施市町村	156	314	367	429	473	518	650	687	778	873
実施率	9%	18%	21%	25%	27%	30%	37%	39%	45%	50%

- 基幹相談支援センターの窓口の設置場所は、市町村役所が 23%（259 箇所）、公共施設が 27%（294 箇所）など。（P5）
- 令和 3 年度中に設置予定の市町村数は、59 市町村。（P5）

3 基幹相談支援センター等機能強化事業について

- 59% (1,028 市町村) が実施。(P7)

4 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について

- 17% (290 市町村) が実施。(P8)

※ 同事業は、平成 24 年度から地域移行支援・地域定着支援でも対応が可能。

〈住宅入居等支援事業の実施状況〉

実施状況	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
実施市町村数	208	191	220	253	257	269	283	282	281	290
実施率	12%	11%	13%	15%	15%	15%	16%	16%	16%	17%

- 令和 2 年度の居住サポート事業における入居支援の実利用者は 1,485 人、24 時間支援の登録者数は 639 人。入居支援の実利用者 1,485 人のうち、一般住宅への入居に結びついた実利用者数は 959 人。(P9)

5 (自立支援) 協議会について

- 97% (1,687 市町村) が設置となっている。(P10)

〈(自立支援) 協議会の設置状況〉

設置状況	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
設置市町村数	1,629	1,650	1,651	1,669	1,696	1,692	1,668	1,675	1,681	1,687
設置率	94%	95%	95%	96%	97%	97%	96%	96%	97%	97%
協議会数	1,137	1,155	1,160	1,169	1,196	1,203	1,201	1,195	1,195	1,201

- 1,201 協議会のうち、障害当事者団体・障害当事者（障害者相談員を除く。）がメンバーとなっている（自立支援）協議会は 84% (1,013 協議会)。(P10)

6 指定特定・指定障害児相談支援事業所等について

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所数は 11,050 事業所。このうち、市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は 20% (2,157 事業所)、委託を受けていない事業所は 80% (8,893 事業所)。(P12)

〈指定特定・指定障害児相談支援事業所数〉

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
指定特定・指定障害児 相談支援事業所数	2,851	4,561	5,942	7,927	8,684	9,364	9,623	10,202	10,563	11,050
委託相談支援事業所数	1,691 59%	2,032 45%	2,252 38%	1,952 25%	2,067 24%	2,365 25%	2,189 23%	2,207 22%	2,200 21%	2,157 20%

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所の運営主体は、社会福祉法人が 43% (4,687 事業所)、営利法人が 23% (2,583 事業所)、特定非営利法人が 16% (1,799 事業所) など。(P12)

- 指定特定・指定障害児相談支援事業者の窓口の設置場所は、障害福祉サービス事業所内が 71% (7,867 事業所)、障害者支援施設が 8% (855 事業所) など。(P12)

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所で相談支援業務に従事する数は 29,168 人。
29,168 人のうち、相談支援専門員の数は 25,067 人。
29,168 人のうち、ピアカウンセラーの数は 686 人。(P13)

〈指定特定・指定障害児相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の人数〉

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
相談支援専門員の 人数	5,676	8,915	11,800	15,575	17,579	19,083	20,418	22,453	23,729	25,067

※ 指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、指定一般相談支援事業所の指定も併せて受けている場合、指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する者の人数も含めている。

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所の 8% (845 事業所) が 24 時間 365 日対応。(P14)
- 指定特定・指定障害児相談支援事業所のうち、障害種別を問わず全ての障害児・者に対応している事業所は 65% (7,166 事業所)。(P14)
- 指定特定・指定障害児相談支援事業所のうち、虐待防止センター関係機関と一体的な窓口を設置している事業所は 243 事業所、地域包括支援センター関係機関と一体的な窓口を設置している事業所は 147 事業所など。(P14)

7 セルフプランについて

- 計画相談支援におけるセルフプラン率は 15.5%、障害児相談支援におけるセルフプラン率は、28.5% (P15)

【調査結果の概要（都道府県）】（括弧内は別添資料2：調査結果（都道府県）のページ数）

1 管内の指定一般相談支援事業所について

- 指定一般相談支援事業所数は 3,543 事業所。このうち、市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は 40%（1,407 事業所）。（P1）
- 指定一般相談支援事業所の運営主体は、社会福祉法人が 55%（1,959 事業所）、営利法人が 15%（529 事業所）、特定非営利法人が 14%（498 事業所）など。（P1）
- 指定一般相談支援事業者の窓口の設置場所は、障害福祉サービス事業所内が 67%（2,375 事業所）、障害者支援施設が 9%（323 事業所）など。（P1）
- 指定一般相談支援事業所で相談支援業務に従事する数は 12,588 人。
12,588 人のうち、相談支援専門員の数は 10,525 人。
12,588 人のうち、ピアカウンセラーの数は 586 人。（P2）
- 指定一般相談支援事業所の 16%（565 事業所）が 24 時間 365 日対応。（P3）
- 指定一般相談支援事業所のうち、障害種別を問わず全ての障害者に対応している事業所は 86%（3,035 事業所）。（P3）
- 指定一般相談支援事業所のうち、虐待防止センター関係機関と一体的な窓口を設置している事業所は 173 事業所、地域包括支援センター関係機関と一体的な窓口を設置している事業所は 74 事業所など。（P3）

2 都道府県相談支援体制整備事業について

- 79%（37 都道府県）が実施。（P4）

〈都道府県相談支援体制整備事業の実施状況〉

実施方法	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年
実施都道府県数	35	37	41	38	37	37	36	37	36	37
実施率	74%	79%	87%	81%	79%	79%	77%	79%	77%	79%

3 障害児等療育支援事業について

- 43 都道府県が実施。また、82 指定都市・中核市のうち、60 市が実施。（P6）

4 相談支援従事者研修について

- 平成 18 年度から令和 2 年度までの間の、初任者研修修了者の合計は 150,651 人、現任研修修了者の合計は 51,282 人。(P7)
- 平成 31 年度から各都道府県において実施されている主任研修修了者の合計は 918 人。(P7)

〈初任者研修・現任研修・主任研修修了者数〉

	～平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	合計
初任者研修 修了者数	50,812	8,563	9,847	14,903	13,969	12,290	13,845	12,781	8,586	5,055	150,651
現任研修 修了者数	10,047	3,280	3,400	3,463	4,405	5,240	5,970	6,831	6,309	2,337	51,282
主任研修 修了者数	—	—	—	—	—	—	—	156※	366※	396	918

※平成 30 年度、平成 31 年度については、国で実施された主任相談支援専門員養成研修の人数を含む。

5 サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修について

- 平成 31 年度よりカリキュラムを見直し分野を統合（従前は分野別研修のみ）。令和 2 年度基礎研修修了者:14,762 人、更新研修修了者:10,533 人(P8)※

〈基礎研修・更新研修修了者数〉

	平成 31 年度	令和 2 年度	合計
基礎研修 修了者	18,632	14,762	33,394
更新研修 修了者	14,335	10,533	24,868

※研修体系を、基礎研修 → 0JT 2 年以上 → 実践研修 → 更新研修（5 年毎）と改定
 ※実践研修については、令和 3 年度から各都道府県において実施

- 平成 18 年度から平成 30 年度までの間の研修修了者の合計は、サービス管理責任者研修が 181,091 人、児童発達支援管理責任者研修が 48,914 人。(P8)

〈サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数〉

分野	～平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
介護	31,029	4,580	4,522	4,938	4,610	4,959	5,085
地域生活 (身体)	2,616	238	382	292	300	497	247
地域生活 (知的・精神)	27,636	3,957	3,835	4,013	4,161	4,555	4,644
就労	29,849	4,879	5,081	5,581	5,848	6,304	6,453
児童	11,467	3,847	5,267	5,703	6,340	8,033	8,257
合計	101,597	17,501	19,087	20,527	21,259	24,348	24,686

6 都道府県（自立支援）協議会について

- 47 都道府県全てが設置。（P10）
- 47 都道府県のうち、障害当事者団体・障害当事者（障害者相談員を除く。）がメンバーとなっている（自立支援）協議会は 41 都道府県（87%）。（P10）
- 47 都道府県のうち、専門部会を設置しているのは 45 都道府県。このうち、課題別に設置している都道府県は 43 都道府県。そのうち、相談支援関係が 27 都道府県、人材養成関係が 30 都道府県、地域移行関係が 22 都道府県。（重複あり）（P11）